

くらしの窓すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
tel.03-3398-3141

臨時 2023.12 NO.229
令和5年12月発行

屋根工事の「点検商法」 トラブルが増えています！

典型的な勧誘トークを知って防止しましょう

【点検商法とは？】

「近所で行う工事のあいさつに来た」などと言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているので点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事を契約する手口です。

全国の消費生活センター等に寄せられる「屋根工事の点検商法」に関する相談件数は、2022年には2,885件と過去5年で最も多くなり、2018年度の約3倍になっています。また、契約当事者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

相談事例



【事例1】「近くで工事していて、屋根瓦がずれているのが見えた」と来訪した業者との契約をクーリング・オフしたい

【事例2】実家の父がずれた瓦の写真を見せられ修理工事の契約をしたが、キャンセルできるか

【事例3】ドローンで撮影したという写真を見せられ契約したが、解約したい

典型的な勧誘トークを知っておくことで、悪徳な業者が突然来訪しても未然に防ぐことができます。業者に同様なことを言われたときには十分に注意しましょう！

相談事例からみる勧誘トーク

① 訪問・点検のきっかけとなるトーク

- ・「近くで工事している者です」
- ・「屋根がういているみたいですね、無料で点検してあげます」
- ・「近所をドローンで撮影していたら、屋根が傷んでいるのが見えました」

② 消費者の不安をあおるトーク

- ・「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」
- ・「瓦が飛んで近所の人にも迷惑がかかってしまいます」
- ・「すぐ直さなければ大変なことに・・・」

③ 消費者の負担が軽くなると思わせるトーク

- ・「この場で契約するならば、特別に安くしますよ」
- ・「通常より大幅に割り引いた価格です」
- ・「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」

④ 次々に違う工事やサービスを勧誘するトーク

- ・「外壁も傷んでいて工事が必要です」
- ・「シロアリがいたので駆除しなければ」



トラブル回避のポイント！

- ◇突然訪問してきた業者には安易に点検させない
- ◇すぐに契約せず、複数社から見積もりを取るなど、十分に検討する
- ◇保険金を利用するというトークをうのみにしない
- ◇クーリング・オフや契約の取り消しができる場合もある
～困ったときは消費者センター等に相談しましょう～

高齢者の消費者トラブルを防ぐために

身近な高齢者がいつもと違う様子だったり、トラブルにあっているのではないかと気づいた場合も、消費者センターにご相談いただけます。

<出典・参考> 国民生活センター、消費者庁 HP イラスト



杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）